平成２６年（フ）第４８５号
兵庫県西宮市宮西町８番２号ハイツ香風Ⅱ105号、前住所兵庫県西宮市堤町５番３号ビミー武庫川101号
債務者　上野　敏朗
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９３号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目38番１号フルールＫ・ＴＡ棟103号
債務者　髙橋佐智子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５７号
神戸市西区玉津町出合44番地の１　シエルオカモト301号
債務者　平木　義典
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
神戸市西区北別府３丁目11番地の18
債務者　奥田　真美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
広島県呉市焼山此原町11番１号
債務者　山下　五喜
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１１９号
広島県呉市的場３丁目６番８号
債務者　香川　恒人
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４３６号
熊本市北区龍田１丁目13番１号　モイセスホワイトリバー202
債務者　相藤　俊哉
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４３７号
熊本市北区龍田１丁目13番１号　モイセスホワイトリバー202
債務者　相藤　一華
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４７０号
熊本市中央区黒髪６丁目12番33号　モリハイツ201、前住所熊本県阿蘇市赤水1896番地４
債務者　鹿子木健二（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４７２号
熊本市東区健軍２丁目11―58　ライズ神水306、住民票上の住所熊本市東区秋津２丁目１番16号
債務者　大久保龍太
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９２号
青森県上北郡東北町字往来ノ上123番地５
債務者　吹越　光弘
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８１号
千葉県我孫子市下ケ戸1820番地の13　201号小池コーポ
債務者　宮本　美紀
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３９２号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷４丁目６番47―11号アルバンヒル鎌ケ谷206
債務者　倉持有紀子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４１１号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地19棟104号
債務者　中林　　靖
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４２０号
千葉県柏市豊住５丁目13番21号
債務者　金子　朋美
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４４１号
千葉県柏市旭町８丁目２番29号　プラチナ・ホームなのはな旭
債務者　佐藤　　敞
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４４５号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地10棟206号
債務者　神山　誠光
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部